



宮 崎 県 公 報

平成21年2月26日(木曜日) 第 2061 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少の許可……………(市町村課) 1	頁
○救急病院の認定……………(医療業務課) 1	
○土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 1	
○土砂災害特別警戒区域の指定……………(“) 1	
公 告	
○入会林野整備計画の適当の決定……………(山村・材振興課) 2	
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商業支援課) 2	

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……………(商業支援課) 3	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(2件)……………(“) 3	
○土地改良区の役員の就任の届出……………(農村整備課) 3	
○土地改良区の役員の退任の届出……………(“) 3	
○基本測量終了の通知……………(管理課) 4	
○落札者等の公告……………4	
公安委員会公告	
○警備員等の検定の実施について……………4	
内水面漁場管理委員会指示	
○漁業法に基づく指示……………5	

告 示

宮崎県告示第 122号

市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第13条第1項の規定により、宮崎県後期高齢者医療広域連合から申請のあった宮崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少については、平成21年2月17日付で許可した。

平成21年2月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 123号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成21年2月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎善仁会病院	宮崎市新別府町江口 950番地 1

2 救急病院の認定の有効期間

平成21年3月1日から平成24年2月28日まで

宮崎県告示第 124号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成21年2月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三 股 町	切 寄	I-1-0600	急傾斜地の崩壊
	轟 木 1	I-1-0602	急傾斜地の崩壊
	天 木 野	I-1-0604	急傾斜地の崩壊
	長田体育館	I-1-0605	急傾斜地の崩壊
	高野仮屋橋	I-1-0607	急傾斜地の崩壊
	西		
	大 野	I-1-0608	急傾斜地の崩壊
	政 矢 谷	I-1-0609	急傾斜地の崩壊
	大 野 2	I-1-0617	急傾斜地の崩壊
	走 持	I-1-0618	急傾斜地の崩壊
	牧 野	I-1-2076	急傾斜地の崩壊
	轟 木 3	I-1-3223	急傾斜地の崩壊
	切 寄 谷 1	04-341-1-001	土 石 流
切 寄 谷 3	04-341-1-002	土 石 流	
秋 丸 谷	04-341-1-005	土 石 流	
政 矢 谷 1	04-341-1-006	土 石 流	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 125号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成21年2月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 (溪 流) 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
三 股 町	切 寄	I - 1 - 0600	急傾斜地の崩壊
	轟 木 1	I - 1 - 0602	急傾斜地の崩壊
	天 木 野	I - 1 - 0604	急傾斜地の崩壊
	長田体育館	I - 1 - 0605	急傾斜地の崩壊
	高野仮屋橋	I - 1 - 0607	急傾斜地の崩壊
	西		
	大 野	I - 1 - 0608	急傾斜地の崩壊
	政 矢 谷	I - 1 - 0609	急傾斜地の崩壊
	大 野 2	I - 1 - 0617	急傾斜地の崩壊
	走 持	I - 1 - 0618	急傾斜地の崩壊
	牧 野	I - 1 - 2076	急傾斜地の崩壊
	轟 木 3	I - 1 - 3223	急傾斜地の崩壊
	切 寄 谷 1	04 - 341 - 1 - 001	土 石 流
	切 寄 谷 3	04 - 341 - 1 - 002	土 石 流
	秋 丸 谷	04 - 341 - 1 - 005	土 石 流
政 矢 谷 1	04 - 341 - 1 - 006	土 石 流	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び都城土木事務所にて縦覧に供する。)

公 告

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)第6条第1項の規定により、次の入会林野整備組合の入会林野整備計画を適当と決定した。

なお、同法第6条第4項の規定により、当該入会林野整備計画書の写しを宮崎県環境森林部山村・木材振興課及び延岡市役所において、平成21年3月28日までの間公衆の縦覧に供する。

平成21年2月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 名 称
中野内入会林野整備組合
- 2 事務所の所在地
延岡市北浦町古江 207番地
- 3 代表者の住所及び氏名
延岡市北浦町古江 207番地
戸高 政雄

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成21年2月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス下田島店
宮崎市佐土原町下田島字牟田ノ一 10158番1 外3筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人

人によっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号

- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人によっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年10月17日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,317㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物西側及び南側 45台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 20台
建物西側 18台
合計 38台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南側 50㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南側 11.99㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分～午後10時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地西側 1箇所(出入口)、
建物敷地南側 1箇所(出入口)
合計 2箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後10時
- 8 届出年月日
平成21年2月16日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成21年2月26日から平成21年6月26日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
 - (2) 期間
平成21年2月26日から平成21年6月26日まで
- 11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、三股町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年2月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A・コープ三股店

北諸県郡三股町樺山4963番1 外

2 意見の概要

特になし

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成21年2月26日から平成21年3月26日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年2月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト宮崎東店

宮崎市新別府町麓 358番地1 外

2 意見の概要

特になし

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成21年2月26日から平成21年3月26日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年2月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ながの屋大塚台店

宮崎市大塚台西1丁目1の17番地 外

2 意見の概要

特になし

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務

事務所総務商工センター

(2) 期間

平成21年2月26日から平成21年3月26日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高岡町土地改良区（宮崎市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成21年2月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 辰 男	宮崎市高岡町小山田2559番地
理 事	山 口 紀 壽	宮崎市高岡町花見5497番地2
理 事	西 村 國 義	宮崎市高岡町飯田2276番地
理 事	東 郷 辰 孝	宮崎市高岡町飯田2239番地3
理 事	市 瀬 憲 一	宮崎市高岡町浦之名4903番地132
理 事	脇 元 敏 幸	宮崎市高岡町飯田27番地
理 事	東 守	宮崎市高岡町高浜332番地5
理 事	山 元 幸 男	宮崎市高岡町浦之名342番地9
理 事	蔵 田 廣 英	宮崎市高岡町下倉永703番地2
理 事	迫 分 博 巳	宮崎市高岡町上倉永2698番地
理 事	星 崎 卓 三	宮崎市高岡町上倉永309番地1
理 事	川 畑 朗	宮崎市高岡町浦之名4928番地
理 事	井 上 武 美	宮崎市高岡町飯田2694番地4
監 事	下 窪 三 郎	宮崎市高岡町上倉永2648番地
監 事	有 元 敏 男	宮崎市高岡町花見5516番地1
監 事	大 西 繁 男	宮崎市高岡町浦之名4900番地120

（任期：平成22年3月31日まで）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、向田吉野方土地改良区（日南市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成21年2月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	田 村 忠 義	日南市大字吉野方1024番地 5

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、平成20年宮崎県公報第1974号による基本測量（基準点測量）が平成21年 1 月30日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成21年 2 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成21年 2 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 随意契約に係る調達件名及び数量
佐土原高等学校授業支援システム賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県教育庁財務福利課 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- 随意契約の相手方を決定した日
平成20年12月25日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 西日本電信電話株式会社宮崎支店 宮崎市広島 1 丁目 5 番 3 号
(2) NTTファイナンス株式会社南九州支店 熊本県熊本市花畑町 4 - 1
- 随意契約に係る契約金額
116,127,900円
- 一般競争入札の公告を行った日
平成20年11月13日
- 随意契約による理由
地方自治法施行令第 167条の 2 第 1 項第 8 号に該当

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 3 号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成21年 2 月26日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

- 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
雑踏警備	1 級	平成21年 5 月30日(土)午前 9 時から午後 5 時ころまで

※ 当日の受付は、午前 8 時30分から午前 9 時までの間に済ませること。

- 実施場所
鹿児島市鴨池新町10番 1 号

鹿児島県警察本部

- 3 定員

15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

- 4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者

- (2) 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から雑踏警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

- 5 検定申請手続

- (1) 受付期間

平成21年 4 月13日(月)から 4 月24日(金)まで（土、日曜を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

- (2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

- (3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

- 6 手数料

検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

- 7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

- (1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項。

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 雑踏業務の管理に関すること。

オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- (2) 実技試験の内容

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 雑踏業務の管理に関すること。

ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。
雨天時は雨合羽も持参すること。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用する。
- (4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 115号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、内水面第 5 種共同漁業権に係る増殖について次のとおり指示する。

平成21年 2 月 26 日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝
(増殖義務)

- 1 平成21年 2 月 26 日から同年12月31日までの間に別表の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、それぞれ別表に定めるところにより増殖を行わなければならない。
(こいの増殖)
- 2 こいについては、指示量相当分を他の漁業権対象魚種に振り替えて増殖を行わなければならない。
(実績報告の義務)
- 3 漁業権者は、平成22年 1 月 29 日までに増殖指示完了報告書及び増殖を実施したことを証する書類を提出しなければならない。
(その他)
- 4 当該指示については、別に定める第 5 種共同漁業権に係る増殖指示の取扱方針に基づき適正に行わなければならない。

別 表

漁業権番号	河川名	漁業権者	魚種及び数量（増殖行為）																こいの指示量相当分 (尾)(注)									
			あゆ					ふな					うなぎ					やまめ					にじます					
			稚魚放流(kg)	稚魚放流(尾)	稚魚放流(kg)	稚魚放流(尾)	稚魚放流(尾)	稚魚放流(kg)	稚魚放流(尾)	稚魚放流(kg)	稚魚放流(尾)	稚魚放流(尾)	産卵床造成(天然)(㎡)	産卵床設置(人工)(㎡)	稚魚放流(尾)	産卵床造成(天然)(㎡)	天然種苗放流(kg)	人工種苗放流(尾)		稚魚放流(尾)	奄眠卵放流(万粒)							
内共第1号	北川	代表 北川漁業協同組合	170	600	18	3,200			2,000	又は	5.28	又は	2.64			15	又は	3,000			4,900							
内共第2号	祝子川	祝子川漁業協同組合	195		57.5	2,500	2,500	9,250	又は	24.42	又は	12.21			15	又は	3,000			1,000								
内共第3号	五ヶ瀬川(河口)	代表 延岡五ヶ瀬川漁業協同組合	110		25			2,475	又は	6.54	又は	3.27			10.0	又は	2,000			1,000								
内共第4号	五ヶ瀬川	代表 延岡五ヶ瀬川漁業協同組合	1,385	1,000	100	34,000	12,000	2,500	又は	6.60	又は	3.30	10,340	又は	27.3	50	又は	10,000			16,000							
内共第5号	五十鈴川	五十鈴川漁業協同組合	58	500	45	2,250									5	又は	1,000			2,500								
内共第6号	塩見川	富島河川漁業協同組合		1,500	15										5	又は	1,000			1,500								
内共第7号	耳川	代表 西郷漁業協同組合	155	2,000	215	15,100	3,750	4,000	又は	10.56	又は	5.28			140	又は	28,000			30,000								
内共第8号	石並川	美幸内水面漁業協同組合	15		20	1,000									25	又は	5,000			1,150								
内共第9号	名貫川	名貫川淡水漁業協同組合	15		5	500	500								5	又は	1,000			1,000								
内共第10号	平田川	平田川淡水漁業協同組合	5	500	10										5	又は	1,000			5,000								
内共第11号	小丸川	代表 小丸川漁業協同組合	150	500	135	15,000	2,000								25	又は	5,000			6,000								
内共第12号	一ツ瀬川	代表 一ツ瀬川漁業協同組合	226	1,000	200	20,000	10,000	20,000	又は	52.80	又は	26.40			25	又は	5,000			24,000								
内共第13号	石崎川	代表 一ツ瀬川漁業協同組合		750	20										5	又は	1,000			9,500								
内共第14号	大淀川	代表 宮崎内水面漁業協同組合	458	3,250	457	8,800		14,700	又は	38.81	又は	19.41		79.2	150	又は	30,000			125,250								
内共第15号	清武川	代表 木花内水面漁業協同組合	80	500	50										50	又は	10,000			6,000								
内共第16号	加江田川	木花内水面漁業協同組合	15	500	10										25	又は	5,000			1,000								
内共第17号	川内川上流	川内川上流漁業協同組合	30	500	20	5,000		1,000	又は	2.64	又は	1.32								13,000								
内共第18号	広渡川	日南広渡川漁業協同組合	173	500	50	3,500									300	又は	60,000			15,000								
内共第19号	福島川	串間市淡水漁業協同組合	30		40	1,000									10	又は	2,000			3,000								
内共第20号	本城川	串間市淡水漁業協同組合	10		10										5	又は	1,000			1,000								
内共第21号	御池	小林高原野尻漁業協同組合	10	500	30		500	1,000	又は	2.64	又は	1.32					1,000	又は	300	3,000								

〈放流する魚種の体長・体重〉

1. あゆ 体重 3～7グラム
2. ふな 体長 5センチメートル以上（体重5グラム以上）
3. うなぎ 体重 10～25グラム
4. やまめ 体重 5～10グラム
5. にじます 体重 15グラム以上

- | | |
|----------|---|
| 6. うぐい | 体重 5 グラム以上 |
| 7. おいかわ | 体重 1 グラム以上 |
| 8. もくずがに | 体重 20～30グラム (単位: kg)
又は甲幅 4 ミリメートル以上 (単位: 尾) |
| 9. わかさぎ | 体重 5 グラム以上又は発眼卵 |

(注) こいについては、KHV病まん延防止のため、指示量相当分を他の漁業権対象魚種に振り替えて (当該魚種の単位に換算し) 増殖を行う。